



各 位

2022年5月13日

会 社 名 株式会社 中西製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 中西一真
(コード番号：5941 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 吉川日出行
(TEL 03-5541-6333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第66期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります(変更案第2条)。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>7. ～12. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>13. (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>古物営業法に基づく中古厨房機械器具ならびに中古食品加工機械器具の買取および販売。</u></p> <p>8. <u>厨房機械器具および食品加工機械器具の保守。</u></p> <p>9. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>特定目的会社および特別目的会社の設立ならびにPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく公共施設等の建設、維持管理運営業務。</u></p> <p>16. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則) (株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置) 第1条 <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および新設定款第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月29日（予定）

ただし、現行定款第15条の削除および変更案第15条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものといたします。

以 上